

大山崎町バリアフリー協議会第4回会議要旨

○ 日 時：平成19年3月26日（水） 13：30～16：00

○ 場 所：大山崎ふるさとセンター3階ホール

○ 出席者：

（委員）飯田克弘会長、阪本広副会長、森田肇、小泉興洋、並川正和、尾崎光年、北村元一、小西和子、中野史子、春名幸一（代理：高原晃）、中川元宏、上床隆司、中野隆文、杉本明子、勝瀬光裕、長谷川彰男、山田繁雄各委員

（オブザーバー）平山哲男、下畑賢治

（事務局）矢野雅之、蛭原淳、中村茂樹

○会議次第

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事録の確認等について

【事務局より議事録の確認等について説明】

（事務局）

前回の議事録は去る2月19日付けで送付させていただき、修正の有無について照会させていただいた。その結果、本日までに修正の指摘はいただいている。なお、実名なしの会議録については、事務局作成・文責との注釈のうえ、町のホームページ上で公開している。本会議にて正式に承認された議事録においては、確定版として公開を行いたいので審議をお願いしたい。

（会長）

議事録に関して何か指摘はないか。指摘がなければ、第三回議事録をご承認いただくということでよいか。

（委員一同）

異議なし。

4. 議 題

（1）パブリックコメント及び町民懇話会の結果について

【事務局より「大山崎町バリアフリー基本構想（素案）」に係るパブリックコメント（意見募集）結果について説明】

(会長)

今報告のあった、パブリックコメント及び町民懇話会の結果については、第三回協議会で議論した基本構想素案について幅広く意見を頂き、これに対する町の考え方の案が説明された。この資料については、出された意見のうち反映可能な意見については基本構想案に反映されており、反映されていない意見についても、どのような意見が提出されそれについてどのように取り扱うのかが述べられている。これについて、文言における指摘や、回答として再考すべきであるといったように、自由にご意見を頂きたい。

(委員)

英語等を語源とする横文字表記が多いと理解に苦心する。「バリアフリー」との表現についてもどのような意味かと考えてしまう。もう少しわかりやすい表現となるよう検討してもらえないか。

次に、中央公民館のエレベーターの早期設置に関する意見についてであるが、先日、中央公民館で高齢の方が階段を上下するのに非常に困っており手助けをしたところである。やはり、多数の人が利用する施設については、早期の整備とできないのか。

また、パブリックコメント提出者の年齢層などはわかるのかお尋ねしたい。

(会長)

提出されている資料については、概ね日本語の併記などが行われているように見受けられるが、再度確認を行うということで事務局にお願いしたい。

(事務局)

中央公民館については老朽化しており耐震面などの課題がある。そのため、現況でエレベーターを設置することは大きな構造的な変更を伴い非常に困難なものになると考えており長期的な取り組みとしているが、そうした課題が解決される際において、前倒しして設置することが可能な状況であれば設置することを検討すべきと考えており、今後の実施の段階で適宜判断していきたい。

(委員)

20人乗りエレベーターの件について補足申し上げたい。大山崎駅の現状では、非常に限られたスペースしかなく、どのようにしてエレベーターを設置していくかを思案しているところである。町の考え方としては、費用面や乗降客数も要件として考慮するとの趣旨の回答となっているが、当社としては、大山崎駅においては限られたスペースに設置しなければならないということが唯一の制約条件と考えている。駅の状況からは20人乗りのエレベーター設置はできないと考えているが、通り抜け型のエレベーターとするかどうかについては、他駅の事例でも使いやすいといった意見を頂いており、大山崎駅についても通り抜け型のエレベーターが設置できるように詳細の検討を進めていきたい。

次に、「駅舎等の特定事業計画が作成される際にも、意見交換会等の機会を設けて欲しい」とのご意見に関して、具体的に整備をしていくなかで、当時者の方々のご意見を伺いより使いやすいものにしていきたいと考えている。ただ、特定事業計画は、本協議会で策定される基本構想に沿って作成していくものであるため、たとえば町が主体となって、そうした意見交換会の場を設けていただいた際に、当社が計画の内容について説明させていただくということになる。

(会長)

非常に前向きなご意見をいただきましたと思う。一点確認をさせていただきたいのだが、20人乗りエレベーターのご意見に関しての町の考え方の表記はこのままとさせていただいてもよいか。

(委員)

回答の対象が大山崎駅だけではないので、再度調整頂く必要があると思うが、町の考え方の「費用面、乗降客数」に関しては当社に当てはまらないということでご理解いただきたい。

(会長)

それでは、パブリックコメントにおける本意見に対する回答としては、関連事業者と再度意見調整を行い、表現について再検討するものとする。

(委員)

多機能トイレとは町内で何箇所設置されているのか。

(事務局)

役場については、各階に多機能トイレが設置されている。

(副会長)

既に語句の訂正等を事務局をお願いしていたが、修正は完了しているのか。指摘したもののうち、人口予測に関する問い合わせについては、パブリックコメント結果で頂いているが、その他の指摘についてどうなっているのか。

(事務局)

パブリックコメントの結果については、パブリックコメントの正規の手続きにより提出された意見及び第二回町民懇話会で頂いた意見について回答しているものである。その他で頂いたご意見については、事務局で訂正させていただき、基本構想案に反映している。これに関しては、次の議題でも取り扱っているのでご了承いただきたい。

(委員)

示された町の考え方に修正を求めるものではない。ただ、府の道路管理者から見た考え方を申し上げると、町と協議をしていく中で前向きに考えていくということになる。

(会長)

立場が異なると意見も異なる。最終的にはニュアンスについても調整を行い、公表していくようにいただきたい。また、現在の表現では、非常に詳細な回答がなされているが、バリアフリー基本構想に関するものでない意見等については、もう少し簡易な回答としても良いのではないかと。例えば、意見7では、道路交通法の改正について触れた説明を始めているにもかかわらず、最後は道路管理者に働きかけていくとの趣旨のとりまとめとされており、矛盾も見受けられる。

(副会長)

以前は、自転車は被害者であるとの認識であったが、今般、自転車が人身事故を起こすなどの問題が生じており、加害者としての課題性を認識している。現在の表現であっても問題はないと考えている。

(会長)

確かに正義の観点からは正論であるといえる。ただ、個人的には、本基本構想の枠組みから逸脱する部分もあるため、誤解を招かぬよう表現等を再調整することが必要ではないかと感じている。

(2) 大山崎町バリアフリー基本構想(案)について

【事務局より前回審議未了分(第9章)の説明】

(委員)

P69の「心のバリアフリーに関する意見及び課題」の項において、心のバリアに対する意見として、「町民の誰もが気持ちよく遊べる公園があればよい」との意味がわかりにくいので解説いただきたい。また、P71上から3行目において、「都市公園等においても、段差の解消等のバリアフリー化に努めます」との表現がなされているが、既に大山崎町内の都市公園では段差解消などはなされているとの認識であるので、表現の削除をお願いしたい。

(事務局)

一点目の心のバリアに関するご意見については、障害者等でも除け者にされず誰もが公園で遊べるような環境があればよいとの趣旨で頂いた意見である。また、公園の段差解消の表現を削除しているとの指摘については、全て完了しているとのことであれば削除させていただきたい。

(会長)

意見に関する記述では、食い違いが生じないようできるだけ忠実な表現でとりまとめていただきたい。また、意見がどのような機会に出されたのかについても記載しておくようしていただきたい。

(副会長)

先ほどの公園の意見に対する回答についてであるが、公園の遊具等についても全く問題がないと考えているのか。

(事務局)

先にご指摘いただいた段差解消とは、道路から公園へアクセスする際の段差解消などについて済んでいるとの指摘であった。副会長よりご指摘いただいた遊具の問題は、利用者の安全性に関する問題になろうかと思う。そのため、バリアフリーとは異なった視点からの議論が必要になるところではあるが、バリアフリーとは異なる問題であり、本基本構想において論じていくことは避けたいのでご了承いただきたい。

(副会長)

その他にも、防災的な観点などについても考慮されていないのではないかととも思う。例えば、消防署については現地点検なども行われていなかったと思うのだが、バリアフリーに関する現地点検調査などをされているのか。

(事務局)

本基本構想における、生活関連施設は、役場、中央公民館、保健センター、老人福祉センターを選定しており、消防署は現地点検などを行っていない。生活関連施設に選定できないというものではないが、施設の利用実態を考慮し、建築物としての今回の生活関連施設は、先の4施設とした。なお、その他の施設については、今後検討していきたい。

(オブザーバー)

島本町に関連することで確認したいのだが、P72の「社会情勢変化への柔軟な対応」の項で、「基本構想の見直しを適宜検討します」との表現がなされているが、これは、島本町と今後協議を進めていくということと理解してよいのか。

(事務局)

P40の「大山崎町重点整備地区図」に示しているのだが、大山崎町重点整備地区は、大山崎町と島本町の両町域にまたがって設定されている。これにより、大山崎町域と島本町域においてそれぞれ定められている生活関連施設について互いに経路で結ぶ必要がある。島本町バリアフリー基本構想によれば、島本町的生活関連施設と大山崎町的生活関連施設とを結ぶ経路は、準生活関連経路として定められているものであるが、将来、具体的な整備計画を策定する中で生活関連経路への格上げを検討する性格を有しているとのことで、本基本構想においても「D」の路線については状況に合わせて検討を要する路線と考えている。そのため、P72においては、このような変化に合わせた検討を行っていきけるよう記述を行ったものである。

(会長)

P72において、「町民、施設設置管理者等、行政等の役割」を表形式にして詳述されているが、P3においても法における関係者の責務として各主体の役割が示されており、P72の内容は少々、法で定められている責務とは意味合いが異なっているように思われる。このような詳述をしておくことが良いかどうかご意見いただきたい。

(オブザーバー)

法律に則った記述とする必要があるものではない。本協議会により総意として合意されたものであれば、より詳細な役割について記載しておくことに問題はないと考える。

(委員)

施設設置管理者等の役割として「バリアフリー化にあたっての利用者の意見聴取及び集約」が示されているが、これが当事者の方々の意見収集を意味しているのであれば、意見聴取の場としては協議会等を活用しながら行っていきたいと考えるので、表現を改めていただくなどの対応をご検討いただきたい。

(会長)

私も同じ点について検討を要する表現と感じた。今回示されている表の表現では、責務とする部分と要望的な部分とが混在しており、誤解を招く可能性があるため、表を削除する方向で検討してはどうか。ただ、協議会における考えとして、法律における文言よりもわかりやすく整理しておく必要があるということであれば、そのような整理も考えたい。

(委員)

責務に該当する部分と要望に該当する部分とを分けて表記していただきたい。

(委員)

個人としての意見を申し上げると、具体的にわかりやすく記述しておくことは良いことであると思うが、書きにくい項目であるため、削除の方が妥当だと感じている。ただ、法律の責務に解釈を加えて役割等をどこまで書いていくのかということは非常に難しい。

(副会長)

事務局の見解もお聞かせいただきたい。

(事務局)

基本構想は協議会により策定していくものであり、事務局としては本協議会における意向を尊重したい。ただ、今回、事務局案として提出したのは、よりわかりやすくかつ明確に役割を記述しておくことが望ましいとの考えにより具体的な表記としている。表記内容については再度整理を行ったうえ、可能なものについて記述させていただければと思う。

(会長)

将来的にこの基本構想の記述が一人歩きした結果、ここの記述によっては、各施設設置管理者が過剰な責務を負うこととなる。やはり、法律における文言を基本とした表現を用いることとし、本協議会において合意が得られたものについては役割として記述するなど、次善の策を検討する必要がある。できるだけ前向きな表現とできるよう検討を進めるものとするが、調整が図られない場合には、法律における文言を優先した表現で整理することをご了承いただきたい。

それでは、前回未了であった9章について、責務・役割に関する表現の調整は、再度行うものとして、承認頂くということによろしいか。

(委員一同)

異議なし。

【事務局より前回協議会以降の主要変更点の説明】

(会長)

P40における島本町バリアフリー基本構想に関連する修正事項について、事務局よりなされた説明で十分な理解が得られているか不安を感じる。再度、このような島本町域と一体となった重点整備地区を定める必要となった経緯について具体的にご説明頂きたい。

(事務局)

島本町バリアフリー基本構想は平成18年度より策定に取り組んでおり、策定途中段階においては、島本町バリアフリー基本構想山崎地区として独立した重点整備地区の設定を検討していた。しかし、検討の結果、島本町域のみで重点整備地区を設定するには、国の定める重点整備地区の要件を満たすことができないということが明らかになり、島本町より、大山崎町と一体となった重点整備地区を設定することができないかという要請がなされた。これを受け、本町では、バリアフリーの理念を実現していくためにも、隣接する島本町域と一体

となった重点整備地区を設定するよう配慮したものである。

(オブザーバー)

重点整備地区が県境を跨いで設定されれば、生活関連施設及び経路に関しても大山崎町バリアフリー基本構想で整備を図っていく必要がある記載とはなっていないか。

(事務局)

「大山崎町重点整備地区」としているが、島本町域は島本町バリアフリー基本構想、大山崎町域は大山崎町バリアフリー基本構想により定める方針等を受けるものとしていることから、島本町における生活関連施設を大山崎町で整備するというものではない。

(オブザーバー)

それならば問題ないと考えられる。本基本構想において島本町と整合を図るうえで最も重要な点は、経路の連続性の点であり、この点において十分配慮いただければと思う。

(委員)

P40「周辺の道路整備と整合を図り整備を検討する施設」及び「周辺の交通状況の変化をみた上で、再検討する路線」についてご説明いただきたい。

(事務局)

本地域における問題は、これまでの協議会等でも議論を行ったところである。円明寺地区における西国街道は、アンケート、ヒアリング等からも多数の意見を受けており、重要性については十分な認識を得ている。しかし、円明寺地区周辺においては、阪急新駅、第二外環状道路及び側道といった事業が予定されていることから、これらの事業が完了すれば、周辺における交通形態などが大きく変化することが予想される。そのため、この地区において重点整備地区を設定するにはまだ他の状況を見極めていく必要があるのではないかという議論がなされたことにより、今回は重点整備地区には含めないこととした。ただ、重要な路線であるという認識を共有していることから、将来的には基本構想の変更も視野に入れた記述としている。

(副会長)

事務局で素案を作成した後、パブリックコメント等の意見を追加し案となった資料を提出いただいているが、これが本日成案した場合、基本構想となり町の名前で冊子として発行される。発行された後に、町に関する固有名称の誤りや、誤字脱字があることは望ましくない。素案の段階では非常に多くの誤りが見受けられ十分な資料のチェックが行われていないのではないかと懸念される。今後、発行までに十分なチェックを行って頂くようお願いしたい。

(事務局)

大変貴重なご指摘であるので、事務局では再度確認を行い、文言の修正を行っていきたい。これに関して、まだ軽微な修正等が必要となってくると考えられることから、最終的な修正については、事務局と会長に一任していただければようお願いしたい。

(委員)

P55 と P56 内方線ブロックの設置と記載している件についてであるが、用語集において、内方線ブロックの説明書きがなされている。しかし、当駅では内方線ブロックの設置方法として、現在ホーム縁端部に敷設されている点状ブロックに内方線を追加した整備を行うか、

点状ブロックと一体となったもので整備を行うかは決定していない。用語集での表記では、内方線ブロックの設置とは、点状ブロックと一体となったもので整備を図るとの誤解を招く可能性があるため、訂正をお願いしたい。

(副会長)

バリアフリーに関する住民の関心は非常に高いと感じている。この基本構想策定にあたって実施されたタウンウォッチングでは、特に住民の皆さんの熱意がうかがえ、大いに感激した。本基本構想においても、全ての実現をするには多くの困難があると思われるが、確実に前進できるよう関係者の方々にお願いしたい。

(会長)

それでは、他に意見等なければ、細部で調整の必要なところが残されている部分については事務局及び関係者により調整を図っていくこととして、大山崎町バリアフリー基本構想案を大山崎町バリアフリー基本構想とさせていただくことでよろしいか。

(委員一同)

異議なし。

5 その他

(会長)

ご協力いただきありがとうございます。このような協議会で最終の決議を行う際にはいつもこれでよかったのかと自問する。それは、100%の計画というものはなく、時間をかければかけるほど良いものができるということになるが、ただ、時間的な制約もあり一定の区切りで決めていかなければならないものである。そのような中で、皆様のご理解とご協力を賜ることができ、何とかここまでたどり着くことができた。感謝とお礼を申し上げたい。

(事務局)

本協議会は、バリアフリー新法で定められている協議会であって法定協議会として設置している。そのため、今後も、基本構想実施段階における連絡調整の任務を担う協議会となることから、委員のみなさんの任期も、昨年9月27日から平成21年9月26日までの2年間となっているので、今後ともよろしく願い申し上げたい。なお、次回の協議会の開催日程などは現時点では具体的な日程は定まっていないが、例えば、基本構想において記述しきれなかった、JR山崎駅駅舎に関して、本町の案をとりまとめた後、JR西日本との協議により一定の方向性が見いだせた場合などにおいて、皆さまにご報告を行うこととしている。また、この他にも構想の実施に係る進捗状況の確認等でご参集をお願いする予定である。

(真鍋大山崎町長)

バリアフリー協議会の閉会に際しまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、昨年の9月27日に開催されました第1回会議以来、本日の会議まで4回に渡る会議を開催され、本日、「大山崎町バリアフリー基本構想」を策定いただきました。また、この間におきましては、タウンウォッチングや町民懇話会にもご参加をいただくなど、本当に熱心にお取り組みをいただきましたことに対しまして、深く敬意を表するとともに、心から厚くお礼申し上げます。

さて、本町におけるバリアフリー化の取り組みにつきましては、本町は元来、非常にコンパクトな歴史的な街並みの上に多様な機能が展開されている町であり、バリアフリー化をすることがたいへん困難な都市構造を抱えているものと認識をいたしております。そうした大きな制約がある中での、今回の基本構想の策定というのは非常に困難を極めたものと推察をいたしております。とりわけ、各会議の会議録を拝読させていただきますと、本町におきまして長年の課題であり、住民要望も多い、円明寺地区の西国街道の取り扱いなどには、本当に白熱したご議論をいただいております、改めてそのご苦勞に感謝を申し上げますところでございます。

本日、策定をいただきました「バリアフリー基本構想」につきましては、その理念を実現するには、まだまだ長い年月を要するものと認識をいたしており、また、先ほど申し上げました、円明寺地区における西国街道の問題につきましては、京都第二外環状道路事業などの進捗に併せて対応することが求められるなど、今後の課題もまだまだ存在するものと考えております。しかしながら、構想に掲げられました各種の取り組みがスタートをいたします、来る平成20年度を、大山崎町における「バリアフリー元年」と位置づけ、理念の実現に向けて絶え間なく進捗するよう、最大限努めて参りたいと考えているところでございます。

そして、そのためにも、本協議会につきましては、構想策定の検討にとどまらず、今後の基本構想の実施に係る連絡調整についても、その所掌任務とさせていただきますので、協議会として本町のバリアフリー化の推進に積極的に関与をいただくことはもとより、皆様方の委員としての任期も2年としてお願いをいたしておりますので、皆様方には、今後とも、本町のバリアフリー化の推進につきまして、格別のご協力を賜りますよう何卒よろしくお願いを申し上げます。

結びに当たりまして、とりわけ、協議会運営にひとかたならぬご尽力を賜りました飯田会長様、阪本副会長様、また、オブザーバーとして貴重なご助言を賜りました、国土交通省京都運輸支局の下畑主席運輸企画専門官様ならびに、京都府山城広域振興局の平山副局長様、そして、委員の皆様方に改めて厚くお礼を申し上げますとともに、皆様方の今後ますますのご健勝とご多幸をご祈念申し上げます、一定の区切りとしての本日の協議会閉会に際してのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

以上